

# 基金情報

No. 55

平成18年8月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金  
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階  
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125  
ホームページ <http://www.glskkn.com>

## 平成18年度・主要事業概況

事項	7月末数	対前月増減数	事項	7月末数(累計)	
事業所数(件)	247	0	年金掛金	調定額(円) 467,657,188	
加入員数(人)	男子	5,471	0	収納額(円) 462,972,832	
	女子	2,344	-12	収納率 99.00%	
	計	7,815	-12	事務費掛金調定額(円) 21,646,110	
平均標準給与月額(円)	男子	345,272	2,804	資産運用	信託資産額(時価) 337億8,384万円
	女子	226,096	1,015		修正総合利回り -3.13%
	計	309,527	2,393		ベンチマーク差 -0.44%
受給者数(人)	5,650	7	慶弔金の支給件数・金額	32件 58万円	
平均年金額(円)	458,638	809	年金相談件数	357件	

## 実地監査結果通知される!

7月21日に実施された厚生局監査の結果については、当日、口頭での講評があったところですが、先般、下記のとおり、『良好』の旨の通知が送達されました。

関厚発第0814043号  
平成18年8月14日

東日本硝子業厚生年金基金理事長 殿

関東信越厚生局長  
実地監査の結果について(通知)

平成18年7月21日に実施した実地監査の結果、貴職をはじめ関係役員の方々の努力により、事業運営及び事務の執行状況とも、全般にわたり良好に実施されているものと認められたので通知する。厚生年金基金は、公的年金と並ぶ老後の所得保障の一翼を担う企業年金制度の中核として、一層の充実・発展が期待されているところである。

このため、財政運営の弾力化、事業運営や資産運用面における規制緩和等による自己責任原則に基づく主体的運営、さらには基金運営に関する情報開示の推進などがこれまでに重要となってきた。

このような中、貴基金においても、加入員等の受給権保全のための堅実な対応及び将来を見据えた年金資産の管理運用に特段の配慮を心掛けるとともに、今後とも健全かつ安定的な年金財政の運営に努められたい。

## 総合監査・終了

さる8月29日基金事務所において、選定・互選の両監事による総合監査が行われました。

総合監査は、年1回、基金の事業全般にわたり実施することとされている監査です。

このため、毎月行われる月例監査と異なり、事業運営状況や事業実施状況、平成17年度の決算状況(年金経理・業務会計・福祉施設会計)などに関し監査が行われました。

監査結果は、特段のご指摘もない運営・処理内容とされ、9月11日に開催される代議員会にご報告いただき、承認を得る予定となっています。

## 9月の事業予定

- 11 理事会および第87回代議員会の開催
- 30 平成17年度決算報告書・厚生労働大臣あて提出

## 【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮をお願いいたします

## ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています  
創刊号から直近号までご覧いただけます  
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください  
<http://www.glskkn.com>

## 指定年金数理人変更…

当基金における年金数理人については、受託機関の総幹事であるりそな信託銀行所属の年金数理人(渡辺 拓)を指定していますが、同年金数理人はこの8月末にて退職することとなったようです。このため、後任の年金数理人の指定が必要となっています。

この後任候補として、りそな信託銀行より同行所属の年金数理人である和田貴一氏(年金信託部・東京制度設計室長)の推薦があったところです。

後任の指定については、9月開催予定の理事会・代議員会にて承認をいただき変更の手続きを取ることとしています。

## 厚生年金本体の料率引上げ

厚生年金保険の保険料は、平成16年の年金改正法によって、平成29年まで、毎年0.354%ずつ引上げられることになっており、本年も、9月分の保険料から14.642%(現行14.288%)となります。

この引上げは、厚生年金保険の保険料について行われるもので、これに伴う厚生年金基金の掛金の変更や引上げは行われません。

なお、厚生年金保険の保険料率は、給与と賞与に適用されます。

## 国への納付分は10.842%

厚生年金基金に加入している場合は、基金が厚生年金保険の給付を代行しているため、代行料率分は基金に納めることとなっています。

当基金の代行料率は3.8%と決定されていますので、基金加入の事業主の方々は、14.642%のうち3.8%は基金に納め、残りの10.842%は国(社会保険事務所)に納めることとなります。

## 今後の引上げ内容

引上げ年月	料率
H18.9~	14.642%
H19.9~	14.996%
H20.9~	15.350%
H21.9~	15.704%
H22.9~	16.058%
H23.9~	16.412%
H24.9~	16.766%
H25.9~	17.120%
H26.9~	17.474%
H27.9~	17.828%
H28.9~	18.182%
H29.9~	18.300%

当基金加入事業所における掛金(保険料)の構成と負担  
(平成18年9月分~平成19年3月分)

## 厚生年金保険の料率14.642%

基金納付分	国納付分
3.8%	10.842%

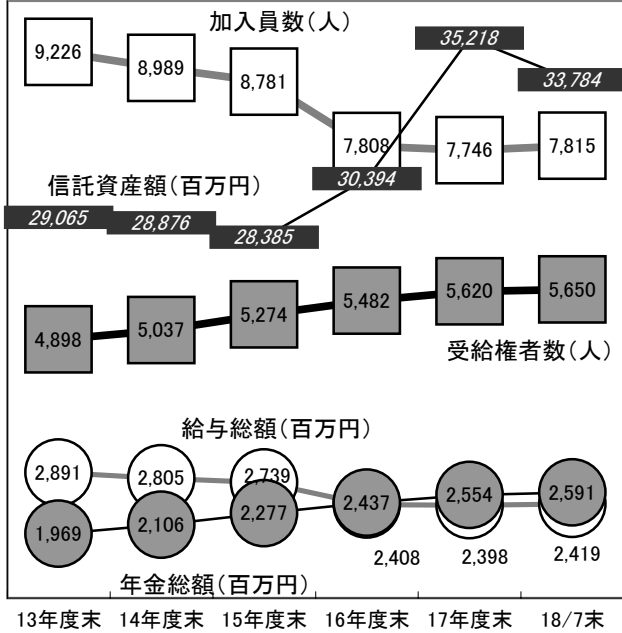
上乗せ部分の掛金率:0.3%  
特別掛金率 2.4%  
基金の掛金率 計:6.5%

厚生年金保険の保険料は事業主と被保険者の折半負担です。上乗せ部分と特別掛金は事業主負担です。基金の掛金には他に事務費(0.3%)があります。

## 設立事業所の異動(規約変更関係等)・7月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
所在地変更	株ジーエムシー	中央区日本橋本町	18.3.1

### 主要事業の推移



### 算定基礎届の処理完了

平成18年の算定基礎届については、標準給与の基礎となる各月(4・5・6月)の給与の支払基礎日数の変更(20日から17日へ)があり、事業主や担当者の方々に戸惑いなどがあつたのではないかと想いますが、ご理解とご協力により、8月末をもって全ての事業所の処理を終えることができました。

算定基礎届の処理にあたりましては、事務処理の効率化などから、紙の帳票に替えて、フロッピーディスク(FD)による届出・処理の推進を図っておりますが、本年におきましては8事業所からのFDによる届出がありました。

これら、事業主や担当者の方々のご協力により、本年の処理も無事完了することができました。御礼申し上げます。

### 基金関連・動向と状況

#### 都内の社会保険事務所・1区に1ヶ所へ!

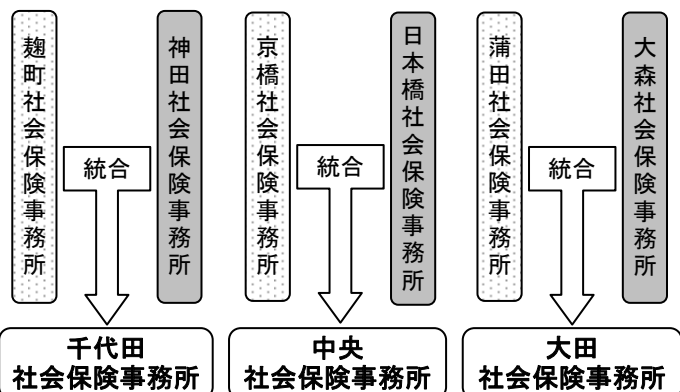
東京都内の社会保険事務所は、1区に複数所在するところがあり、社会保険事務所の数は現在26となっております。

この度、この複数所在の社会保険事務所を統合・廃止して、今年の10月1日からは1区に1ヶ所・計23ヶ所となることとなりました。

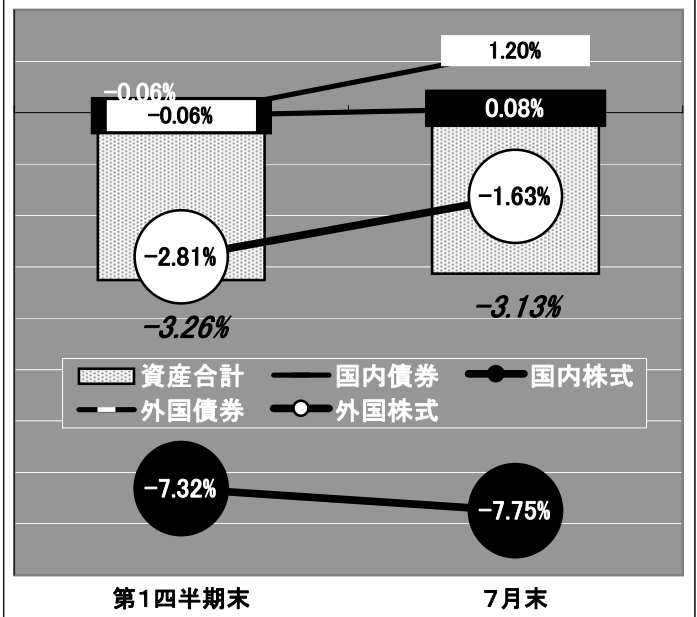
複数所在する区は、千代田区(麹町と神田社会保険事務所)、中央区(京橋と日本橋社会保険事務所)そして大田区(蒲田と大森社会保険事務所)の3区です。

複数区社会保険事務所の統合によって、神田、日本橋、大森の社会保険事務所は廃止されます。

統合・廃止後は、千代田、中央、大田の新たな名称の社会保険事務所が設けられますが、所在地や電話番号は従来の麹町、京橋、蒲田のものとは変わりがないようです。



### 年金資産の運用状況・修正総合利回り <平成18年度>



### 基金用語

### 【年金数理人】

厚生年金基金などにおける決算等の年金数理に関する書類については、厚生年金法令において、厚生労働大臣が認めた者(年金数理人)が確認し、署名・押印することが定められています。

このため、各厚生年金基金においては、年金数理人を指定し、年金数理に関して確認を求め、関係書類の厚生労働大臣に提出する必要があります。

年金数理人となるためには、社団法人日本アクチュアリー会の正会員であることや厚生年金基金等の年金数理業務経験などの要件が定められており、厚生労働大臣が認めた者については厚生労働省に備えられている年金数理人名簿に登録されます。

### 資産運用実態調査結果概要

企業年金連合会は、8月29日厚生年金基金、確定給付企業年金(DB)、適格退職年金に係る平成17年度の資産運用実態調査結果を取りまとめ、公表しました。

この調査結果のポイントは次のとおりです。

- 運用結果  
修正総合利回り: 19.16%  
(内債: ▲1.52%、内株: 50.37%、外債: 7.15%、外株: 28.45%)
- 資産残高  
75兆2,467億円  
(厚年基金: 24兆9,393億円、DB: 33兆357億円)
- 資産構成  
内債: 20.9%、内株: 30.8%、外債: 11.7%、外株: 18.3%  
一般勘定: 7.5%、ヘッジファンド: 4.2%、短期: 3.5%、他: 3.2%

### 給付減額基金・減少

厚生労働省の調査による厚生年金基金における給付減額の件数は、平成17年度において111基金であり、前年度より47基金減少しています。

減少の要因は、資産運用環境の好転や基金数自体の減少によるとみられています。

基金における給付減額は、平成9年度から認められ、数回にわたり給付減額に踏み切ったところもあり、昨年度までに累計857基金が給付減額を行っています。

これらの基金は、ほとんどが加入員を対象としていますが、61基金は受給者の給付減額も行っています。

年度	件数	受給者
9	7	0
10	16	1
11	52	1
12	177	3
13	131	2
14	99	3
15	219	15
16	158	19
17	111	17
合計	857	61

受給者減件数再掲